

1 有料老人ホーム事業と老人福祉法

(1) 有料老人ホーム事業の推移

有料老人ホームは、主たる設置者を民間事業者として、高齢者との契約に基づき必要な対価を得て、生活支援や食事提供、介護等のサービスを提供する事業である。

その起源は、昭和28年に東京で開設された戦争未亡人のための民営ホームといわれている。その後、昭和40年代以降に設置数が増加しはじめ、平成12年の介護保険制度施行を機にさらに数が増加した。この介護保険制度での特定施設入居者生活介護制度の創設は、公費による収益の安定性を求める様々な業種・業態の事業者の市場参入を生み出し、さらにホーム数の増加につながった。

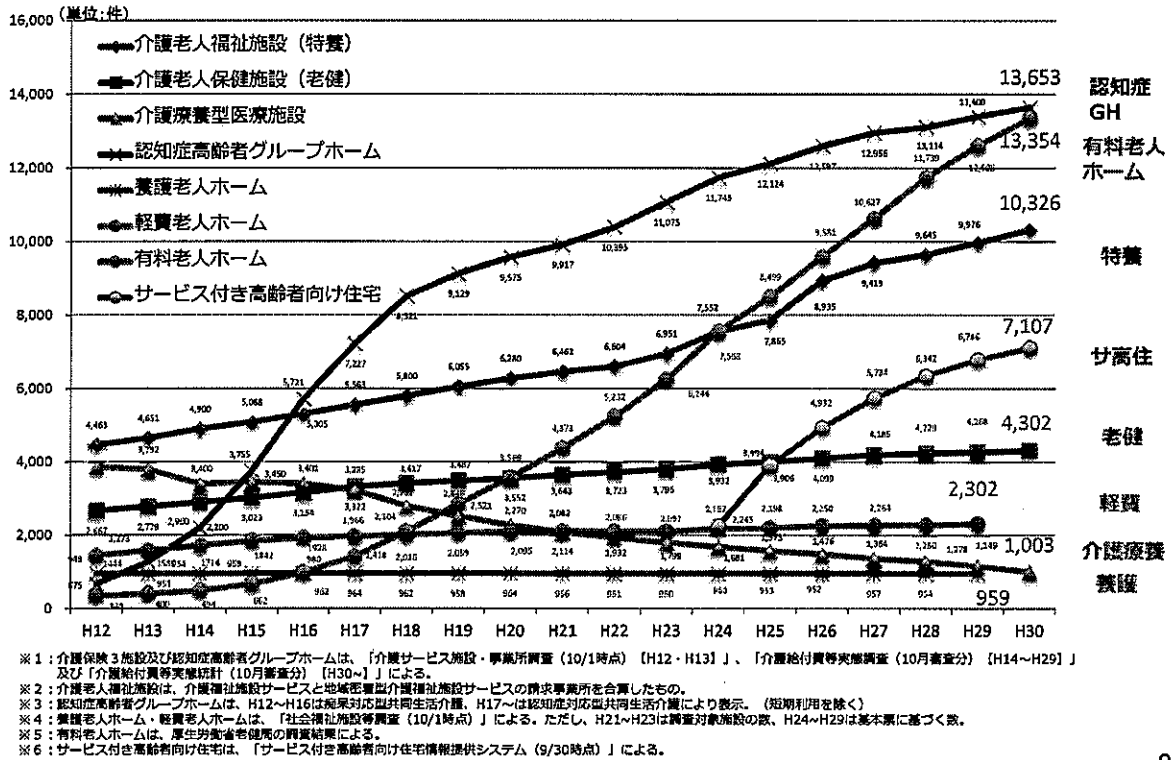
その後、平成18年の三位一体改革法において、特定施設への総量規制が導入されその計画的な整備が進められることとなった。

現在も住宅型ホームを中心に有料老人ホームは増加を続けており、設置届出数をみると介護保険制度施行時には全国に約200ホームだったものが、毎年約1,000ホームの新規設置があり、平成29年には約13,000ホームにまで増加している。定員数は約50万人で老人保健施設を超え、サービス付き高齢者向け住宅と合わせると特別養護老人ホームを超えるなど、広く国民の信頼を得て高齢者向け住まいの中核事業となった。

また、近年は事業形態も変化しており、例えばホームの土地・建物は当初自己所有が主流であったが、現在では借地・借家が増加している。これにより、事業者は低額なイニシャルコストでの市場参入が可能となっている。さらには国が進める医療介護のヘルスケアファンドを活用した事業も始まっているなど、事業者は時々の政策や規制に対応しながら事業上の創意工夫を行っている。

◆資料1 高齢者向け住まい・施設の件数

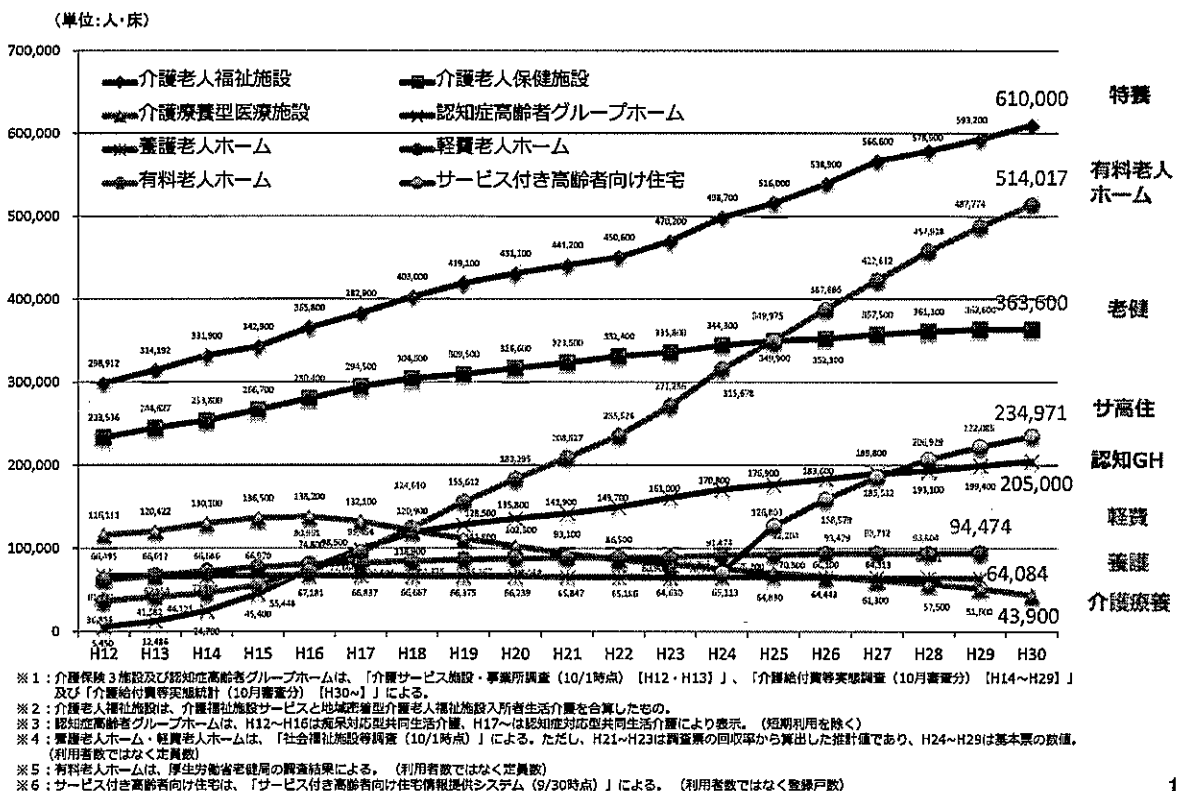
高齢者向け住まい・施設の件数



0

◆資料2 高齢者向け住まい・施設の利用者数

高齢者向け住まい・施設の定員数



1

◆資料3 高齢者向け住まいの概要

高齢者向け住まいの概要

| | ①サービス付き 高齢者向け住宅 | ②有料老人ホーム | ③養護老人ホーム | ④軽費老人ホーム | ⑤認知症高齢者 グループホーム |
|---------------|---|--|---|---|--|
| 根拠法 | 高齢者住まい法第5条 | 老人福祉法第29条 | 老人福祉法第20条の4 | 社会福祉法第65条 老人福祉法第20条の6 | 老人福祉法第5条の2 第6項 |
| 基本的性格 | 高齢者のための住居 | 高齢者のための住居 | 環境的、経済的に困難した 高齢者の入所施設 | 低所得高齢者のための住居 | 認知症高齢者のための共同 生活住居 |
| 定義 | 高齢者向けの賃貸住宅又は 有料老人ホーム、高齢者を 入居させ、状況把握サービス 、生活相談サービス等の 福祉サービスを提供する住宅 | 老人を入居させ、入浴、排 せつ若しくは食事の介護、 食事の提供、洗濯、掃除等 の家事、健康管理をすること を行う施設 | 入所者を養護し、その者が 自立した生活を営み、社会的 活動に参加するために必要 な指導及び訓練その他の 援助を行うことを目的とする 施設 | 無料又は低額な料金を、老 人を入居させ、食事の提供 その他日常生活に必要な便 宜を供与することを目的とす る施設 | 入居者について、その共同 生活を営むべき住居におい て、入浴、排せつ、食事等の 介護その他の日常生活上の 世話及び機能訓練を行う もの |
| 介護保険法上 の類型 | なし ※外部サービスを活用 | | 特定施設入居者生活介護 | | 認知症対応型 共同生活介護 |
| 主な設置主体 | 限定なし (営利法人中心) | 限定なし (営利法人中心) | 地方公共団体 社会福祉法人 | 地方公共団体 社会福祉法人 知事許可を受けた法人 | 限定なし (営利法人中心) |
| 対象者 | 次のいずれかに該当する単 身・夫婦世帯 ・60以上の者 ・要介護/要支援認定を受け ている80歳未満の者 | 老人 ※老人福祉法上、老人に関 する定義がないため、解 釈においては社会通念に よる | 65歳以上の者であって、環 境上及び経済的理由により 居宅において養護を受ける ことが困難な者 | 身体機能の低下等により自 立した生活を営むことにつ いて不安であると認められる 者であって、家族による援助 を受けることが困難な60歳以 上の者 | 要介護者/要支援者であって 認知症である者(その者の 認知症の原因となる疾患が 急性の状態にある者を除く。) |
| 1人当たり面積 | 25㎡ など | 13㎡(参考値) | 10.65㎡ | 21.6㎡(単身) 31.9㎡(夫婦) など | 7.43㎡ |
| 件数* | 7,003棟(H30.4末) | 12,608件(H29.6末) | 859件(H29.10) | 2,302件(H29.10) | 13,400件(H29.10) |
| | 特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設: 5,341件(H29.10) ※2 | | | | |
| 定員数* | 230,311戸(H30.4末) | 487,774人(H29.6末) | 64,084人(H29.10) | 94,474人(H29.10) | 199,400人(H29.10) |
| | 特定施設入居者生活介護の受給者数: 203,200人(H29.10) ※2 | | | | |
| 補助制度等 | 整備費への助成 | なし | 定員29人以下: 整備費等への助成 | | |

※1: ①サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム調べ(「定員数」の欄については登録戸数)、②一厚生労働省老健局調べ、③・④一社会福祉施設等調査(平成29年)、
⑤一介護給付費等実態調査(平成29年10月調査分(短期利用を除く)、「定員数」の欄については受給者数)
※2: 一介護給付費等実態調査(平成29年10月調査分(地域密着型を含む、短期利用を除く))

◆資料4 有料老人ホームの概要

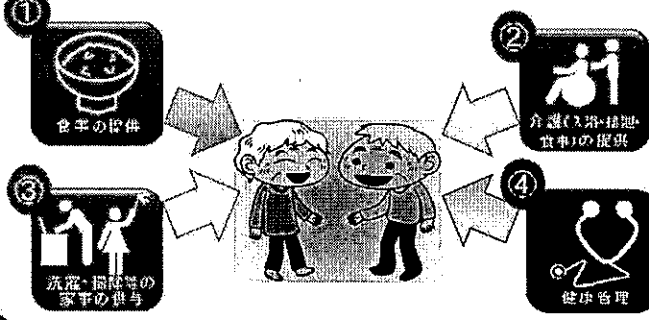
有料老人ホームの概要

1. 制度の目的

- 老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度。
- 設置に当たっては都道府県知事等への届出が必要。なお、設置主体は問わない(株式会社、社会福祉法人等)。

2. 有料老人ホームの定義

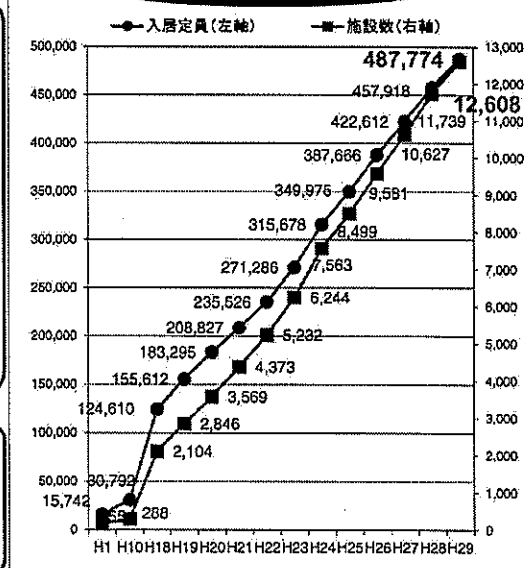
- 老人を入居させ、以下の①～④のサービスのうち、いずれかのサービス(複数可)を提供している施設。



3. 提供する介護保険サービス

- 介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」として、介護保険の給付対象に位置付けられている。ただし、設置の際の届出とは別に、一定の基準を満たした上で、都道府県知事・指定都市市長・中核市市長の指定を受けなければならない。

有料老人ホーム数の推移



※ 法令上の基準はないが、自治体の指導指針の標準モデルである「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」では居室面積等の基準を定めている(例: 個室で1人あたり13㎡以上等)

(2) 根拠法令

有料老人ホームは、昭和38年の老人福祉法施行時から規定されており、その設置に当たっての手続きは、制度創設当初は「事業開始後1月以内」と、事後届を求めるものであった。その後、平成2年の法改正により「事前届」になり、今日まで至っている。

また、昭和40年代後半以降、バブル経済期、平成12年の介護保険制度施行等を契機に設置数が増加し事業が多様化した。これに伴って入居者の安心や安全を確保する観点から、今日まで諸種の法改正が行われてきた。

特に平成29年改正では悪質な事業者の市場からの退出を求める「事業停止命令の創設」、消費者に対する「情報開示」の強化、全てのホームに対する「前払金保全制度」の適用のための規定が設置されるなど、さらに入居者保護が進められることとなった。

◆資料5 老人福祉法(抄)(法律第133号(昭和38年7月11日施行文))

第5章 雑則

(有料老人ホーム)

第29条 有料老人ホーム(常時十人以上の老人を収容し、給食その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設であつて、老人福祉施設でないものをいう。以下同じ。)を設置した者は、その事業の開始の日から一箇月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 事業を開始した年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所

2 有料老人ホームの設置者は、前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から一箇月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

3 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その施設の設備若しくは運営について調査させることができる。

4 都道府県知事は、有料老人ホームの設備又は運営が老人の福祉をそこなうものであると認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聞き、当該有料老人ホームの設置者に対し、必要な勧告を行なうことができる。

2 指導根拠としての「有料老人ホーム設置運営指導指針」

有料老人ホーム設置運営指導指針(以下、「指導指針」という)は昭和48年に厚生省(当時)が策定し、機関委任事務として全国の都道府県がこれに基づく行政指導を行ってきた。その後、平成18年度、同24年度の地方分権によって、有料老人ホームの指導監督行政は自治事務となり、都道府県、指定都市、中核市に権限委譲された。これにより、現在は厚生労働省が作成する「標準指導指針」を参考にして各自治体が地域性を踏まえ、独自に指導指針を策定することとなった。

指導指針の性格は、地方自治体が老人福祉法に基づき事業者の指導監督を行うための基準だが、事業者にとっての事業基準がないため、実質的にホーム運営を行う上で遵守すべきルールとしての役割も果たしている。

ただし、自治体や事業者の中には、指導指針が事業基準であるとの誤認も見られるため、誤認のないようにする必要がある。

◆資料11 法令と行政指導の関係について

有料老人ホーム標準指導指針について

- 有料老人ホームの要件(食事の提供などのサービス提供を行う入居事業)に該当する場合、老人福祉法の規定に基づき、届出の義務が発生し、都道府県知事等による指導の対象となる。
- また、自治体において策定する指導指針は、行政指導のためのガイドラインであり、それ自体に法的な拘束力はないが、必要に応じて、老人福祉法の指導を行うかどうかの目安となるものである。
- 一部においては、「届出を行うことによって、指導の対象になる」「指導指針の内容に合わなければ、届出ができない」などの誤解もあるが、制度の適切な理解を促すことが必要である。

